

公益財団法人 秋田県学校給食会の事業内容について

本会は、一般財団法人のうち「公益事業を主な目的とし活動している法人」として、本県の民間有識者からなる第三者委員会による公益性の審査（公益目的事業を行うことを主たる目的とすること等）を経て、平成24年7月から秋田県知事による公益法人として認定を受けた団体です。

この「公益」とは「不特定かつ多数の者の利益」を意味しており、本会は法人としての利益追求ではなく、本県の社会に様々な好影響を与える公益目的事業（「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」で定められている23事業中の該当する事業）を実施する義務を課せられています。

本会では、必要経費を除いた法人の利益は、公益目的事業のために使っています。
本会の各種事業を積極的にご活用ください。

主に3つの事業から学校給食を支える活動を行っています。

I 物資の安定供給・安定価格

安全・安心な物資を県内全域に供給しています。

1. 学校給食の基本物資（主食）の供給事業

- (1) 精米供給（炊飯を行っている学校や学校給食センター）
- (2) 米飯・パン・ナンの供給
- (3) 地域災害等の不測の事態においても安定供給できる体制を整備

2. 学校給食の一般物資（副食）の供給事業

- (1) 取扱物資に関する調査・選定を行うため物資委員会を開催
- (2) 物資展示会の開催
- (3) 本会発行の「学校給食用物資売渡価格表」を配布し、価格を公表
- (4) 北海道・東北ブロック共同購入委員会で選定された物資を購入し、高品質で低廉な価格の商品を安定供給
取扱品目 約900品目(内 県産品115品目)
- (5) 県産品及び県内加工品等
- (6) 地場産物・農畜産物・水産物の利用拡大

II 安全の確保・衛生管理

子どもたちの安全・安心の確保のために様々な検査を行っています。

(1) 取扱物資等の検査事業

定期的に食品検査を実施、外部検査機関に委託（一般細菌、大腸菌群及び大腸菌、黄色ブドウ球菌等）し、必要に応じて結果を公表

(2) 学校給食用パン・炊飯委託加工工場の立入検査を実施

(3) 委託加工工場関係従事者対象の衛生管理講習会の開催

(4) 食品営業賠償共済制度（P L 保険）に加入

III 普及充実及び食育の支援

学校給食の充実と食育の推進のために活動を行っています。

(1) 講習（研修）事業の開催

①講習会・研修会の開催の支援～講師に栄養学・食品衛生、食育等の専門家を招聘

・学校給食調理員研修会

・栄養教諭・学校栄養職員研修会

②秋田県学校給食研究協議大会の主催

③学校給食用パン品質審査会

(2) 情報収集・提供事業

①学校給食用物資展示会

②広報誌「学校だより 秋田っ子」の発行

③ホームページで国・県等からの学校給食に関する情報を提供

④国・県等からの食中毒及び感染症の予防、啓発、食育支援等の学校給食に関する情報等を提供

(3) 学校給食研究団体等への助成事業

①秋田県学校給食協議会への助成

②秋田県学校給食共同調理場連絡協議会への助成

③秋田県学校栄養士会への助成

(4) 学校給食用物資の特別配給

学校給食試食会に保護者等試食用として米飯、パン、牛乳等の基本物資を児童生徒用とは別に特別配給する

(5) 食育の支援に関する事業

①地場産品活用事業～県内産の農林水産・畜産物の調達や商品開発し、導入促進

②食に関する指導教材等の貸出し～フードモデル、年代別献立パネル、図書、DVD等の指導教材を学校、関係団体等に無償で貸出し